

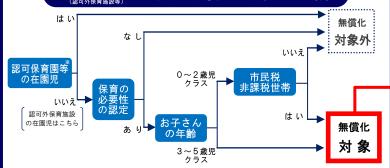
## 幼児教育・保育の



# 無償化がスタート!

ファミリー・サポート・センターを利用する方についても無償化の対象となる場合があります。 無償化の対象となる援助活動は、預かりを含む利用となります。

### ファミサポ等 の利用が無償化の対象となる場合



※ 認可保育園等:認可保育園、平日8時間かつ年間200日以上の預かり保育を実施している幼稚園、認定 こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業(認可保育園等の在園児は、園の保育料が無償となるため、 認可外保育施設やファミサボ等の利用料は無償化の対象外) 「無償化対象」の方は、
3歳児クラス~5歳児クラスの
子どもの利用料が、月額3.7万円\*
まで無償化されます。

0歳児クラス~2歳児クラスの市民税非課税世帯の 子どもの利用料は、月額4.2万円※までが無償化

※下記の無償化の対象施設の利用料合計額

#### 無償化の対象となるための手続き

無償化の対象となるためには、事前に「保育の必要性の

#### 認定」を受ける必要があります。

- ※ 認可保育園、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- ※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育園の利用と同等の要件)があります。
- ※ 小平市外に在住の方は、お住まいの区市町村での申請が必要です。
- ※ 認定の要件など詳しくは、保育課入園・認定担当までお問合せください。

#### ファミサポ等 の無償化の対象施設

- ◇ ファミリー・サポート・センター事業
- ◇ 都道府県等に届出をした 認可外保育施設 (認証保育所、認定家庭福祉員、ベビーシッター等)
- ◇ 一時預かり事業
- ◇ 病児保育事業
- ※ 無償化の対象となる認可外保育施設は、施設所在地の区市町村で対象施設であることの確認を行っていることが必要です。

## ファミサポの無償化について

ファミサポの無償化は、**利用料金のみが対象**です。 おやつ代や交通費等の費用は無償化の対象外です。

対象の援助活動は、<mark>預かりを含む利用が対象</mark>です。

送迎のみの利用は対象となりません。「預かりを含む送迎」「送 迎を含む預かり」の利用は対象となります。

- ※ 利用前に「保育の必要性の認定」を受けていないと無償化の対象となりませんので、ご注意ください。
- ※ 利用料は、これまでどおり提供会員にお支払いください。
- ※ 施設等利用費の請求・支払いの時期など、手続きの詳細については、後日ホームページに掲載します。なお、ファミリー・サポート・センター事務所では請求はできません。



注意

無償化とならないもの

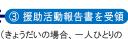
送迎のみの利用 おやつ代、交通費等の費用

#### ■ ファミサポを利用した場合の簡単な流れ



① 援助活動





援助活動報告書が必要です)



提供会員

⑤ 施設等 利用費の支払

施設等利田豊の詩求

(保護者の皆様)

(施設等利用費の請求は、子どもの通う施設を通じての申請または市役所での申請になります。(利用される施設・事業により異なります。))



小平市役所

#### ご注意

Tel: 042-346-9815

#### 問合せ先

- ファミリー・サポート・センター事業の無償化について 小平市 子育て支援課 子ども・若者支援担当
- 保育の必要性の認定について 小平市 保育課 入園・認定担当 屆:042-346-9601
- 施設等利用費の請求の手続きについて

小平市 無償化

Q 検索

